

大気汚染防止法の規定に基づく施設設置等の届出先

事業場所在地	届出の内容												
東部圏域	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="445 277 804 313">(施設の設置届出)</td> <td data-bbox="804 277 1457 313">(氏名等変更届出)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="445 313 804 349">第6条、第17条の5、第18条第1項</td> <td data-bbox="804 313 1457 349">第11条、第17条の13第2項、第18条の13第2項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="445 349 804 385">(施設の使用届出)</td> <td data-bbox="804 349 1457 385">(施設の廃止届出)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="445 385 804 421">第7条、第17条の6、第118条の2</td> <td data-bbox="804 385 1457 421">第11条、第17条の13第2項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="445 421 804 456">(特定施設の変更届出)</td> <td data-bbox="804 421 1457 456">(承継届出)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="445 456 804 470">第8条、第17条の7、第18条第3項</td> <td data-bbox="804 456 1457 470">第12条、第17条の13第2項</td> </tr> </table>	(施設の設置届出)	(氏名等変更届出)	第6条、第17条の5、第18条第1項	第11条、第17条の13第2項、第18条の13第2項	(施設の使用届出)	(施設の廃止届出)	第7条、第17条の6、第118条の2	第11条、第17条の13第2項	(特定施設の変更届出)	(承継届出)	第8条、第17条の7、第18条第3項	第12条、第17条の13第2項
(施設の設置届出)	(氏名等変更届出)												
第6条、第17条の5、第18条第1項	第11条、第17条の13第2項、第18条の13第2項												
(施設の使用届出)	(施設の廃止届出)												
第7条、第17条の6、第118条の2	第11条、第17条の13第2項												
(特定施設の変更届出)	(承継届出)												
第8条、第17条の7、第18条第3項	第12条、第17条の13第2項												
南部圏域	<p>徳島県環境管理課 企画・大気担当 TEL:088-621-2274</p>												
西部圏域	<p>阿南市 那賀町 牟岐町 美波町 海陽町</p> <p>南部総合県民局(阿南保健所庁舎) 環境担当 TEL:0884-28-9858 (廃棄物の焼却炉に関するものを除く)</p> <p>美馬市 三好市 つるぎ町 東みよし町</p> <p>西部総合県民局(美馬庁舎) 環境担当 TEL:0883-53-2062 (廃棄物の焼却炉に関するものを除く)</p>												